

令和7年度 茨城町奨学生を募集します

▶ **対象者** 令和7年4月1日時点で大学・短期大学・専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学している方及び入学予定の方。

▶ **応募資格** (以下のすべてに該当する方)

- ① 茨城町民、または茨城町民の子であること
- ② 人物及び学業ともに優れている者であること
- ③ 経済的な理由により修学が困難と認められること
- ④ 確実な連帯保証人及び保証人を選任できること

▶ **募集人数・貸付金額等**

募集人数 5人

選考方法 申請書類をもとに審査・選考

〔応募者多数の場合は小論文試験（5月25日（日）予定）を実施します〕

貸付金額 月額2万円（年額24万円）または月額3万円（年額36万円）の選択制

貸付期間 在学する大学等の正規の修業期間

利息等 貸付利息は無利息（返済が滞った場合は所定の延滞利息を徴収します）

▶ **返済方法** 大学等を卒業後6か月経過後から10年以内に割賦にて返済していただきます。

▶ **募集期間** 4月1日（火）～30日（水）

▶ **申込方法** 募集期間内に申請書類（奨学金貸付申請書等）を学校教育課窓口へ提出してください（申請書類、申込方法等、奨学金の詳細は、募集要項をご確認ください）。

▶ **奨学金の返済免除**

大学等を卒業後、6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年間を経過した場合に奨学金全額の返済を免除します（町税に滞納がある場合は、免除になりません）。

募集要項及び申請書類は、町ホームページでダウンロードできます。また、茨城町駒場庁舎学校教育課窓口でも配布しています。

【申込・問合せ先】 学校教育課 総務グループ ☎ 029-240-7121（直通）
茨城町駒場庁舎（茨城町駒場450）



2025シーズン 水戸ホーリーホック ホームタウンPR大使が決定！

2月2日（日）、コミュニティセンター城里にて、「2025水戸ホーリーホックホームタウンPR大使ドラフト会議」が開催され、今シーズンの茨城町ホームタウンPR大使に**久保 征一郎（くぼ せいいちろう）選手と渡邊 新太（わたなべ あらた）選手**の就任が決定しました。

2名の選手には、水戸ホーリーホックが掲げるホームタウンPR大使のミッション「地域創生&地域活性化」と「ホームタウンとの相互関係の連携強化」のもと、当町のイベントや事業に参加していただき、町と連携したPR活動などに取り組んでいただきます。

【問合せ先】 生涯学習課
☎ 029-240-7122（直通）



写真提供：水戸ホーリーホック
#22 久保 征一郎 選手（FW）



写真提供：水戸ホーリーホック
#7 渡邊 新太 選手（FW）

令和7年度から 国民健康保険税の税率等が変わります



国民健康保険（以下「国保」）は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、町は医療費の水準等によって決められた納付金※を県に納めています。納付金の主な財源は、国民健康保険税（以下「保険税」）です。

国保の加入者数は年々減少している一方で、一人当たりの医療費は増加しており、従来の税率のままでは財源不足が見込まれるため、令和7年度から税率を改定せざるを得ない状況となりました。

将来にわたり安心して国保を利用できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※県が各市町村の医療費や平均所得金額等を基に算出します。

改定内容

項目		改定前	改定後
医療分	所得割	6.90%	7.70%
	均等割	32,000円	43,000円
後期高齢者支援分	所得割	2.90%	3.20%
	均等割	14,000円	18,000円
介護分 ※40歳～64歳の方のみ	所得割	1.90%	2.70%
	均等割	17,000円	19,000円

令和7年度の課税額については、7月中旬発送予定の納税通知書をご確認ください。また、町ホームページに試算シートなど詳細を掲載しています。



●子どもの均等割5割減免 **町独自**

令和4年度から未就学児に係る均等割が5割減免になりました。町では、この軽減措置を独自に拡充し、令和7年度から、小学生から高校生までの加入者にかかる均等割について、人数に関わらず5割減免します。

●加入者4人目以降均等割1.5割減免 **町独自**

加入者が多い世帯の保険税負担が急激に増加することを緩和するため、国保加入者が4人以上いる世帯については、4人目以降の均等割の額を1.5割減免する制度を令和7年度から令和9年度に実施します。

モデルケース

	モデル世帯1	モデル世帯2	モデル世帯3	モデル世帯4
世帯構成	 单身 70 歳 世帯総所得 40 万円 ※ 7 割軽減世帯	 夫 71 歳 妻 70 歳 世帯総所得 154 万円	 夫 41 歳 妻 38 歳 子 12 歳 世帯総所得 215 万円	 夫 42 歳 妻 42 歳 子 0 歳 子 7 歳 世帯総所得 623 万円
税率改定前(年額)	13,800円	200,600円	356,000円	859,800円
税率改定後(年額)	18,300円	242,900円	405,300円	976,000円
前年度との差	+4,500円	+42,300円	+49,300円	+116,200円

医療費を節約しましょう

一人あたりの医療費は年々増加傾向にあります。医療費が増えると保険税の引き上げが必要となってしまいます。医療費節約のため、次の3つの事項にご協力ください。

- ① 1年に1度は特定健康診査を受けましょう（疾病の早期発見・治療により、重症化が予防できます）
- ② ジェネリック医薬品を利用しましょう（ジェネリック医薬品は新薬と同等の効果で安価です）
- ③ 重複受診・頻回受診はやめましょう（同じ検査を繰り返すことになり、医療費の増加につながります）

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）